

旅館業法ヒアリングについて豎山発言

私たちは、2003年の熊本におけるアイレディース宮殿黒川温泉ホテルによる宿泊拒否事件を受けたものであります。

ハンセン病を理由とした宿泊拒否は、我が国のらい予防法という「法律」による、ハンセン病病歴者等に対する偏見や差別を作出し助長させたことに起因する宿泊拒否でありました。

その元凶となったらい予防法は2001年の、らい予防法違憲国賠訴訟において、違憲であると断罪され、らい予防法が差別を助長したと判決文にもあるとおりであります。

確定判決となったらい予防法であっても、ひとたび「法律」によって作出された偏見や差別は、違憲と確定判決が出た2年後の2003年には既にその効力を失い、なんと宿泊拒否を肯定し、ハンセン病患者らに対する差別文書が市民の中から大量に恵楓園自治会に送付されました。

宿泊拒否に続く第二次被害が起きたのであります。

このように一度作られた法律による、偏見や差別は今もなお継続されています。

その為に現在、厚労・法務・文科各省による、「ハンセン病問題に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を立ち上げ、施策の検討を行っているところであります。

さて、本論に入りたいと思います。

5条1項の

「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」

に加え

発熱者などコロナの感染が疑われる者についても、必要な場合には、旅館の判断で宿泊を拒否できるようにすべきではないかとの旅館業者等の指摘を受けての動きのようですが。

「発熱者などコロナの感染が疑われる者」とあります

が、発熱があっても単なる風邪であっても宿泊を拒否できないことにもなります。

また、私たちハンセン病病歴者は知覚麻痺が全身のあちこちにあり、傷を作っても知覚麻痺のためにその傷を作ったこともわからない。そうこうしているうちに傷口から化膿菌等の感染による熱発を引き起こすことがある。このような状態の時に熱を測ると間違いなく37度を超えることに成る。

悪寒もし、風邪ではと思われるような症状を呈する。そうすると、これもまた宿泊できないことに成る恐れは大であろう。

あるいは様々な疾病で熱発することもあるであろう。そうすると、コロナであるか無いかに関わらずコロナに名を借りた宿泊拒否が引き起こされてしまう。

更には

この法律を作ることにより、コロナ感染者を差別することに繋がる事にもなります。

我が国の感染症法は社会防衛論の上に立ったもので

あり、感染者は二の次。

感染源である、例えばコロナ感染者から社会を守るといふ、一見医学的・科学的対応のように見えますが、医療とは病を抱えた人をどう治療するかが第一義でなければなりません。

感染が爆発的に拡大した我が国の医療は、コロナ感染者を自宅待機させたり、ホテルなどで待機と、まるで医療の体をなしていません。

まず我が国のコロナ感染者に対する医療体制の確立から着手すべきであります。

このような医療の在り方を見ていると、感染者を迷惑な存在と捉えられるような位置づけになってしまうのです。

その結果、医療も受けられずに自宅で死亡されたりしている現実には、医療とは言えない様相を呈しています。こうなると、コロナ感染者は社会から厄介者とされ、排除の対象となり自らの命を絶つ感染者や家族も出てきています。

私たち、ハンセン病元患者や家族らが辿った道であります。

この旅館業法の見直しに対しても、
まず、排除の論理であり迷惑な存在として位置付ける
ことに成ります。

発熱者などコロナの感染が疑われる者についても、必
要な場合には、旅館の判断で宿泊を拒否できるように
すべき

この文章そのものが、実に排除の論理そのものであり
ます。

「発熱者」などの「など」は何が含まれているのか
どのような「症状」が「など」に含まれているのか。

「コロナの感染が疑われる者」とは、だれがどのよう
な医学的知見から判断するのか。旅館の判断で宿泊を
拒否できるものとするということだが、コロナ感染者
であるかどうかを医師でもない者がコロナ感染者と
して判断するという事は医師法に違反することは
ないのか。

「必要な場合」とはどのような場合を指すのか。

全く、医学的な根拠もないに等しいものでしかありません。

このような法案が成立することは、偏見と差別を生み出すことに成り、ハンセン病問題の域を何も出ていないと言わざるを得ません。

ハンセン病元患者として生きてきた私は、私の住む町のパチンコ屋さんや飲食店、さらには大衆浴場には「伝染病患者の入店を禁ず」と明らかにハンセン病病歴者に対する入店拒否の看板を見てきました。明らかにハンセン病病歴者に対するものでありました。

コロナ感染者に対する差別に繋がるこのような法案には断固反対をいたします。

何でもかんでも、法律により取り締まるというやり方は、改めていくべきです。

私たちハンセン病病歴者はいつの時も、見た目が悪い後遺症を抱えていることにより、何をやるでも目立たないように、そして様々なところで店や皆さんに迷惑

をかけないようにと常に気配りしながら生きてきています。

コロナに感染されている方も同じであると思います。この法律に宿泊拒否の文言が入ったとしても、果たしてそれがどれだけの効力を発することができるのでしょうか。

コロナに感染していても、無症状の方もいると聞いています。

無症状の人でもコロナを感染させることもあるというこのようです。

最近では家庭内での感染者もいると聞いています。

このようなことを考えたとき、果たして旅館等宿泊施設における宿泊拒否条項が本当に必要であるのか。

それよりも、ご本人との心を込めた話し合いで問題の解決は出来ないのか。

ある医師の方がこのようなことを私に伝えてくれた。

.....

新型コロナウイルス唾液抗原検査キットは最短 10 分で検査できま

す。1500 円程度です。宿泊施設に常備し、発熱者について検査合意を取り付けて対応することも選択肢にはある。

陽性が出たら本人の合意で保健所に連絡し指示を仰ぐと言うことです。

このことは、あくまでも客の合意のもとと云う前提と対応に必要な支援や検査キットなどの資材は国の責任で用意し、保健所もその支援体制を作るように手配することも国の責任でやってもらうということです。

いかがでしょう。

法律で規定するのではなくこのような方法もあるのではないのでしょうか。

このような法律を作ることにより法律が独り歩きしてしまうことが怖いと思います。一たび作られた法律はらい予防法のように 89 年間も隔離行政は続きました。なかなか改正も廃止もされません。そしてそれは偏見や差別を生み出し人権を侵害してしまうのです。何も法律でなくても客との話し合いでどうにでもなる問題だと思います。

今一度、お考え頂きたい。

豎山勲